

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三豊市長 山下 昭史

市町村名 (市町村コード)	三豊市 (37208)
地域名 (地域内農業集落名)	辻地区 (大辻北、大辻東、大辻南、大辻西、中辻、池の向、中西、山本東上、山本東中、山本東下、山本西一、山本西二、山本西三、三谷、谷、寺上東、寺上西、段の岡)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月15日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、地区内の農業者の高齢化が進んでおり、後継者が不足している。
ほ場によって条件が異なるため、担い手への集積・集約化が進まない。
基盤整備が完了した農地では、現在数名の担い手が耕作を行っているが、その方達も高齢化がすすんでおり、地域外からの担い手の参入も視野にいれて担い手を探す必要がある。
イノシシの被害が多いため、鳥獣害防止柵の設置を行う必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

米麦と露地野菜の複合経営を中心に、傾斜地では果樹の生産が行われており、今後も継続していく。
以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場において、地域計画の区域内的の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

(令和7年12月15日取りまとめ)

- ・山本町辻1967-1 625㎡
- ・山本町辻1991-1 381㎡

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	229 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	147 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内外の担い手へ積極的に貸し付けを行い、効率化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域内外の担い手への積極的な貸付を行うため農地中間管理機構の機能を活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等の補助事業を活用した、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援、農地を幹旋し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため委託可能な農作業については事業者へ委託し、遊休農地発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ等の被害に対し、地域で連携して被害防止対策に取り組む。

③基盤整備されたほ場ではスマート農業機械を導入し省力化を図る。